

# 協議会だより

Vol. 57(2022年6月29日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

## 梅雨のなか

今年、諏訪の御柱祭、善光寺の御開帳と県内ビッグイベントがダブルで行われる異例の年となりました。

御柱祭は、観客を諏訪地域に限定しましたが、勇壮な里引き・建て御柱がつつがなく行われました。

御開帳は、回向柱への参拝が制限される中、通常より期間を1ヶ月延長し、多くの参拝者で賑わいました。

県内の水田は、緑に染まり梅雨の恵みを受け、秋の豊作が期待されるどころです。

活動組織の取組も本格化していると思いますが、作業の事故防止に努め、安心して安全な活動を心がけていただきたいと切に願うところです。

そこで、今回の「協議会だより」は、「共同活動の安全管理の徹底」を中心にお届けします。

また、本年度の協議会主催の事務研修会及び技術研修会は、7月から組織の皆様のご要望にお応えして随時開催してまいりますので、よろしくお願いいたします。



## 共同活動における安全管理の徹底について

### 1 共同活動中の事故の発生状況(全国)

・多面的機能支払交付金の共同作業中の事故件数は増加傾向にあります。

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
事故件数	42	46	47	55	116	161

・令和3年度の死亡事故は、3件発生しました。(令和2年度は1件)

・死亡事故は、重機等の下敷きによるもの2件、草刈り機による裂傷失血死1件。

・事故の内訳は、転倒・転落が68件、草刈り機等接触が39件の順です。

・活動項目別では、草刈りが112件で約7割を占めています。

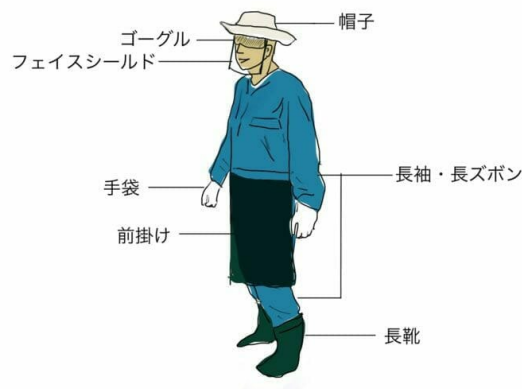
## 2 安全な共同活動の徹底

- ・安全な活動について、研修や講習等を通じて周知徹底を図る必要があります。
- ・活動時の服装や活動場所の安全確認など事前準備の徹底を図る必要があります。
- ・事故発生時は、緊急搬送や休日当番医への連絡搬送など、緊急時に迅速な対応ができるよう事前に確認しておく必要があります。
- ・特に、多くの構成員が携わり、活動機会も多い草刈り作業においては、事前準備から参加者への安全な活動の徹底を図ることが重要です。
- ・本交付金の活動項目においても、「機械の安全使用に関する研修」が必須項目となっていますので、草刈り機の事故事例等を参考に安全な取り扱い等について研修、講習を実施することが重要です。
- ・農林水産省において、「共同活動の安全のしおり」を毎年改定し、事故防止のため安全管理の周知徹底を図っているところです。
- ・もし、活動中に事故が発生したら速やかに市町村役場へ状況を報告しましょう。



## 3 草刈り作業の安全管理の徹底

- ・草刈り作業中の事故発生ケースは、「転倒・転落による負傷等」、「他人への草刈り機の接触」、「稼働中の草刈り機への接触」、「支障物に伴う損傷・損害」、「熱中症・虫刺され」など、概ね5つに分類されます。
- ・そこで、事故発生ケースごとの事故事例を参考に、事故予防を図るよう参加者に徹底を図ることが重要です。
- ・草刈り機の適正な取扱いの確認や作業の事前準備が、安全で安心な共同作業となると考えられます。



## 4 令和3年度における草刈り作業中の事故発生事例

事故発生ケース	事故の概要
死亡事故	草刈り機の操作を誤り、太ももを損傷し救急搬送されたが、事故発生から約 80 分後に失血死。
転倒・転落	作業中にバランスを崩して転倒し、背中を強打し脊髄損傷。
	作業中に足を滑らせ水路内に転落し、草刈り機により自身の足先を裂傷。
他人への草刈り機の接触	鎌で草刈り作業中に、バランスを崩して手をついたところ、近くで作業中の草刈り機の刃に触れ、手の腱断裂。

## 協議会だより

	草刈り作業中の他人に声を掛けようと近づいたところ、草刈り機にふくらはぎを接触し裂傷。
稼働中の草刈り機への接触	エンジンを止めたばかりで回転が停止していない草刈り機の刃に触れ手を裂傷。(14針の縫合)
	草刈り機の刈刃に絡まった草を取り除こうとして、刈刃が回転中のため指を裂傷。
支障物に伴う損傷・損害	自分の草刈り機で石を撥ね、目に当たり白目部分の負傷。
	草刈り作業中の飛び石で、停車中の車両のガラスを破損。
熱中症・虫刺され	作業中に熱中症状があり、救急搬送の結果熱中症と診断。
	作業中に隣付近を蜂に刺され、自身で帰宅したが、間もなく呼吸困難となる。(過去にアナフィラキシー経験あり)

## よくある質問コーナー

Q. 質問	A. 回答
交付金の単価は、どのように決まっているのですか？	<p>交付金の単価は、国が定めている基準単価に基づき、県の基本方針で決定しています。そのため、県によって異なる場合があります。</p> <p>例えば、農地維持支払交付金の草地の単価は、国の基準単価は250円/10aですが、本県では交付金の負担割合を考慮して240円/aと定めています。</p>
活動計画書を変更する場合、変更認定申請と届出による変更の違いは何ですか？	<p>活動組織は、活動計画書の内容に基づき活動を行うため、活動計画書の内容に変更が生じた場合は、変更の手続きを行う必要があります。</p> <p>変更に当たっては、対象農用地の増減や資源向上支払交付金の新たな追加など重要な変更の場合は、改めて活動計画書の認定申請が必要となります。</p> <p>一方、規約の変更や保全対象施設の位置や数量の変更の場合は、届出による変更で事足ります。</p>

## 事務局から

協議会は、多面的機能支払事業に関して、質問、相談を受け付けておりますのでお気軽にお問合せください。

### ■問い合わせ先

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会  
(担当: 小田切)  
TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352  
Eメール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp  
URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>